

# 会 議 録 目 次

令和3年第4回海田町議会定例会（第2日目）

令和3年6月2日（水）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問		
	○大江康子議員	4	
	○石橋京子議員	11	
	○玉川真里議員	21	
	○宗像啓之議員	30	
日程第2	第28号議案	工事請負契約の締結について（町営第2蟹原住宅内部等改修工事）	37
日程第3	第29号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について	41
日程第4	第30号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43
日程第5	第31号議案	海田町精神障害者医療費支給条例の制定について	45
日程第6	第32号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第7	第33号議案	令和3年度海田町一般会計補正予算（第3号）	51
日程第8	第34号議案	令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	55
日程第9	発議第6号	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書案	59
		（閉 会）	60

令和3年第4回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 令和3年6月1日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開 議 6月2日(水)9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠 席 議 員

な し



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西 田 祐 三
副 町	長	今 岡 寛 之
教 育	長	佐々木 智 彦
企 画 部	長	鶴 岡 靖 三
総 務 部	長	丹 羽 勤
福 祉 保 健 部	長	森 川 雅 枝
建 設 部	長	久保田 誠 司
教 育 次	長	森 山 真 文
下 水 道 担 当 参 事		龍 岩 広 幸
建 設 部 次	長	門 前 誠 司
企 画 課	長	藤 原 靖
財 政 課	長	吉 本 真 人
総 務 課	長	中 村 修 介
税 務 課	長	松 井 良 哲
防 災 課	長	宮 垣 将 司
町 民 生 活 課	長	水 川 綾 子
住 民 課	長	近 森 茂
社 会 福 祉 課	長	杉 本 幸 穂
こ ど も 課	長	新 藤 正 敏
長 寿 保 険 課	長	岩 本 宏 美
保 健 セ ン タ ー 所 長		森 原 知 美
上 下 水 道 課	長	木 村 生 栄
学 校 教 育 課 教 育 指 導 監		松 本 孝 司
新 庁 舎 整 備 室 長		山 田 長 秀
環 境 セ ン タ ー 所 長		谷 川 雅 彦
建 設 課 主 幹		矢 熊 健 治



〇議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。8番、大江議員。

〇8番（大江） 8番、大江です。今日は大きく3点について質問させていただきます。

大きく1点目、資源物持去り禁止条例について。令和2年9月議会でこの資源物持去りについて抑止力のためにも罰金の規定を設けてはどうかと質問した経緯がありますが、そのときの町の答弁は、今後の対策の結果状況により検討するとのことでした。しかし、その後の持去りに対しての町の対策は、この質問以後、約7か月、以前と変わらず、職員による月一、二回の午後8時から9時頃までのパトロールと試験導入している夜間のパトロールでした。試験導入の夜間パトロールが有効であれば実施したいとのことでしたが、今年4月からこの夜間パトロールが週4回実施されています。そこで質問します。①昨年、試験導入した夜間パトロールの効果があつたから実施に移行したと思うのですが、パトロールの巡回はどのような形式で行われたのですか。また、その結果、どのような効果が見られたのですか。具体的にお答えください。そもそもこの夜間パトロールは、今までは不法投棄防止の目的であつたと思うのですが、今年からは不法投棄防止と資源物の持去り対策を兼ねての巡回となっていますが、これで本当に有効な防止対策と言えるのですか。いろいろな対策をしている中でも、持去りが減らないから罰則規定を設けたらどうですかと提案してきたのです。既に近隣の熊野町、府中町では条例を施行しています。府中町では、20万円の罰金規則を資源物持去り者に対して適用しています。広島市も、この10月から資源物持去り禁止条例を20万の罰則を伴う条例に改正し、施行します。罰金規定のない海田町は、ますます今まで以上に持去りが横行して行くことが予想されます。資源物の配分金は自治会にとって大切な運営費です。以前に提案した罰則の条例を生かすためには、資源物の所有権が町にあることを明記する必要があります。明記することで、窃盗罪が成立するのです。所有権が放棄されている場合は窃盗罪は適用されません。指導、勧告、措置命令、公表の繰返しの中では、持去りはなくなりません。再度提案します。②抑止力として、現在、町の資源物の持去り禁止条例の中に、20万円の罰則規定を盛り込む考えはありませんか。

大きく2番目、瀬野川河川の土砂撤去と河川敷の工事について。平成30年の豪雨災害から約3年、瀬野川、畑賀川の合流部の土砂がやっと取り除かれ、畑賀からの川の水がスムーズに流れるようになりましたが、すぐそばにある砂走側には豪雨災害で積まれた土砂が撤去されず、大きな砂山状態になっています。雨が降る度に、この土砂はまた瀬

野川へと流れ込んでいます。特に今年は梅雨入りが26日も早いということで、雨量もかなり多いと聞いています。幾ら瀬野川河川の掘削をしてもこの砂山の土砂が流されては堂々巡りです。①いつになったらこの土砂は取り除かれるのですか。また、国信側の河川の水止めのコンクリートが崩れ、そこへ河川から流出した水が河川敷をえぐり、今にも決壊状態になっています。配水管も掘り出されています。今度、平成30年のような豪雨が起これば、河川敷自体が崩れるのは間違いないと思います。住民の安全にも関わることです。②早期に工事をする必要性があると思うのですが、どのようにお考えですか。

大きく3点目、国信橋北詰工事について。国信橋北詰改良工事を要望したのは平成25年、それから設計、側道購入案、設計のやり直し、豪雨災害等でかれこれ8年が経ち、昨年度末よりやっと工事が始まり、確か3月末での工事終了予定でした。ところが、途中から5月末完成予定の看板が変わっていました。見たところ、工事をしている人も見かけなかったのが完成したのかと思っていましたが、5月までの完成予定の看板がいつの間にか撤去されていました。たまたま工事関係者の方がいたので聞くと、5月末にはまだ完成しないとのことでした。そこで質問します。①完成予定延期の理由は何ですか。②いつになったら使用できるようになりますか。以上、大きく3点。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。

まず、資源物持去り禁止条例についての質問でございますが、1点目については、過去に持去り通報があった場所を重点地区として、職員による月1回程度、21時から23時まで巡回監視を行いました。そのほか、夜間回収や自治会に対する朝のごみ出し要請などの対策を行ったことにより、新聞の回収量が令和2年度上半期と比較して、下半期は約16パーセントの回収量が増加したことから、一定の効果があったものと考えております。2点目については、罰則による資源物の持去りの抑止効果と近隣市町の罰則の規定状況を考慮した場合に、持ち去る業者等の町内へ流入する恐れがあることから罰則規定が必要であると判断し、罰則規定の条例化について検討をしております。

続きまして、瀬野川の土砂撤去と河川敷の工事についてですが、河川管理者の広島県に確認したところ、国信側の河川敷復旧工事等で使用する土砂として保管しているもので、令和2年度夏頃に工事を発注する予定としており、工事完了後には除去されるものと伺っております。国信側については被災後1年近くも復旧が手つかずの状態になっているため、町として引き続き早期完成を県に働き掛けてまいります。

続きまして、国信橋北詰工事についての質問でございますが、広島県に確認したところ、横断歩道の設置に係る手続きに時間を要しておりますが、6月内には設置が完了するため、完了次第供用開始するとのことでした。

訂正をさせていただきます。土砂として管理しているもので、今年度夏頃には、令和2年度と申し上げましたが、令和3年度、今年度と訂正をさせていただきます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）昨年9月に質問した折には、資源物のパトロールを試験実験導入している夜間パトロール、それを実験した上でどのように展開するかというお答えでしたが、この回答を見ますと、職員による月1回程度の9時から11時までの巡回監視を行いました。それと夜間回収、自治会に対する朝のごみ出し、本当にこれだけの対策だったのでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）2年度中の対策としてはそれだけでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、今年度、不法投棄防止の強化とそれから拡充の中で、夜間の循環パトロールの実施の中に不法投棄と資源物持去りを月4回、午後9時から翌日の午前5時の時間帯に巡回を行うとなっておりますが、これは先ほど答弁された中のことを考えますと、これで効果があったらこれは必要ないのではないのでしょうか、この対策は。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）この罰則規定の制定によって効果がない場合でも、夜間の見回りはある程度必要だと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この夜間のパトロールですけれども、変更前が月曜から土曜日、毎日ですね。変更後が月水金土となっております。これは資源物の抜取り、資源物持去りの多い場所の場合は、パトロールはそっちの日を主体にするとなっておりますけれども、この曜日の9時から明け方の5時までなんですか。例えば、月曜日の午後9時から明け方の午後5時まで、あ、午前5時という、そういう時間配分でしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）不法投棄防止及び資源物の持去りの監視については、そのとおりでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）実際に月水金土のその日の夜の9時からということになりますと、海田町の資源物の回収日は、毎月第1火曜の1、2、3、4、第1水曜日の1、2、3、4、第1木曜日の1、2、3、4、第1金曜日の1、2、3、4となっております。これはこの日に回収に来るということですから、これを行うためには前日でないと意味がないんですね。例えば、水曜日の夜9時から回ったら、確かに木曜日の部分はいいです。でも、火曜日のところにはそれが当てはまりません。だから、数多く取られるところとおっしゃっていますけども、今上がっていますのは前回の質問で国信新町のほうということでしたから、木曜日ということは当てはまりますけども、水曜日は当てはまりますが、この変更後の曜日というのは、この資源物よりも不法投棄のほうに重点を置いておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）変更後の月水金土のパトロール、もともと月曜日から土曜日まで行っていた防犯パトロールの曜日を変更したものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）そうなりますと、本当に資源物の持去りの関係がこの日が不法投棄及び資源物持去り防止パトロールを実施する日は除くとありますが、これをパトロールしようと思っても、ほとんどこのパトロールはその持去りの考えのパトロールではなくって、やはりただのパトロールという考え方でよろしいんですかね。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）不法投棄及び資源物持去りパトロールについては、その曜日ではなく、重点回収日の前日及び早朝としております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、今ここに載っている月水金土以外に、また別の日にパトロールするということでしょうか。ここに今、4月の報告書の中に西浜・大立の資源物の回収日の前日に、やはりパトロールしているものがありますが、そういう形になるのでしょうか。ここに載ってる以外にパトロールをするという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）大江議員、何の書類を見て言いよる、今、通告と答弁の中での質問なんで、何の書類か分かりますか。大江議員。

○8番（大江）資源物でパトロールした曜日です。

- 議長（桑原）町長答弁の中では、月に1回、21時から23時というふうに答弁があったと思うんですよ。その答弁に対して質問してもらえたらと思うんですよ。大江議員。
- 8番（大江）町長答弁の分は9時から11時というのは、これはただ職員が1人で車に乗ってパトロールということだと思うんです。前回のときに、答弁の中にパトロールの、試験的に回っているパトロールの効果があつた場合には、それは今度それを導入するという答弁だったので、そのことに対しての質問も兼ねています。
- 議長（桑原）環境センター所長。
- 環境センター所長（谷川）資源物及び不法投棄防止パトロールにつきましては、月に4回、町の指定する回収日の前日の夜9時から朝の5時までパトロールすることとしております。
- 議長（桑原）大江議員。
- 8番（大江）ここでは夜間回収、自治会に対する朝のごみ出し要請と書いてますけども、実際、朝のごみ出しのときにこういう資源物の持去り、新聞等なんかは、朝に、共働きをされている方なんかには無理で、どうしてもやはり夜出してるケースが多いんです。それで、やはりこの要請はされてまして、大分そのような動きも見られますが、よその市町がその罰金制度を20万ということをしたということは、罰則規定のないほうにどんどんそういう業者が流れていくんです。それはよその市町もそういう傾向があるから、罰則規定を設けたわけです。ですから、その点はどうのようにお考えですか。
- 議長（桑原）総務部長。
- 総務部長（丹羽）町長答弁にございましたとおり、周辺が罰則規定を設けた、それによる業者の流入、こういったものを防ぐために、この度町長答弁で、罰則について条例化を検討するというふうに御答弁させてもらっておりますので、罰則化について今後検討してまいります。
- 議長（桑原）大江議員。
- 8番（大江）じゃ、この罰則規定の条例化を検討するというのは、いつ頃から検討していくつもりでしょうか。
- 議長（桑原）総務部長。
- 総務部長（丹羽）今回、御答弁させていただきましたので、今後させていただきます。これには当然我々も罰則規定は刑事罰を考えております。これについては、検察との協議もございましてすぐにといいわけにはいきませんが、検察協議が整いました後に、

議会の皆様に御説明して、それから、御提案のほうをさせていただければと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江） 検察と協議というのが、やはりこの資源物持去りが誰の持ち物であるかというのをきちっとすることで、警察が取締りやすいんです。ですから、そののところがしっかりと検察と協議して、この罰則規定の条例に前向きに検討していただきたいと思います。

それと、瀬野川の土砂撤去と河川敷の工事なんですけど、夏頃に工事を発注する予定としておりますが、確か河川の工事は雨の少ない時期に工事に入ると思うんですが、そうなると、夏に工事を発注したら、いつから工事に掛かる予定なんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田） 災害復旧工事でございますので、本来、我々がやるときには出水期は外すというのが常識ではございますが、今言いましたように、災害復旧工事、それでおかつ河川管理者の広島県のほうが実施する工事でございますので、夏、8月頃発注されると聞いております。完成のほうは年度内、できるだけ早い時期に工事のほうを完成させたいという具合に伺っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江） では、県の河川内の堆積土壌等除去計画2021の中に、瀬野川水系畑賀川海田町砂走0.1キロメートルと記載されていますが、これは、今お話しされたように、この計画のことなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田） 土砂の堆積計画ですかね、土砂、多分。言われとることがよく分かりませんが、広島県が県内の河川の土砂の撤去浚せつをする5か年の計画のことを多分言われておるんじゃないかと思います。それを前提にちょっとお答えをさせていただきます。あれは確か海田町の場合は瀬野川と畑賀川が挙がってたと思います。で、畑賀川のところは100メートル、おおよそですけどね、あれ100メートルぐらいになってましたから、行政界から瀬野川の合流点のところまでの畑賀川の堆積土砂、阻害率でレベル3とかレベル2とか多分あったと思いますが、そこでレベル3は取っておりますので、レベル2のところについて、今後5か年の中で状況を見ながら順次浚せつをしていくという計画であったという具合に覚えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今なぜこのことを質問したかといいますと、瀬野川のその土砂とこの今2021の県の計画のところ、ちょうど合流地点になっていきますので、そういう質問をさせていただきます。ですから、今度、もしこれが今後今から雨が多くなりますが、雨が多くなった場合にいつもあの場所にどんどんどん砂が積もれていくわけですが、今後そのようなことは、もうあそこに土砂を持ってきて積むということはしないというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと前提が非常に難しいのであれでございますが、実際に災害復旧のときに、広島県のほうが必要な工事ヤードをどこで取るかという話になろうかと思っておりますので、いずれにしても町民のほうが不利益を被らないような形で災害復旧をしていただくよう、我々もしっかり要望のほうはさせていただきます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）すいません、これほとんど県のあれなので、答弁難しいと思って、申し訳ありません。できるだけ県へ早急に要望してください。

それと、これもやはり県の関連なんです、国信橋北詰工事ですが、これ今までに何回も変更、変更、変更がありましたけども、これも県のことなのでお答えにくいと思うんですが、6月にはあそこの今の通り抜けできないようにやっていますけども、横断歩道を設置して、それから供用が開始できるという解釈でよろしいですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）はい、そのとおりです。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）それまでに、以前、側道を拡げるということで延び延び、延び延びに今の明治乳業の跡の前の側道を拡げるということで、ちょっと待ってくださいの延び延びになっていたと思うんですが、その件はどういうふうになりました。まだ御存じないです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）側道のことですね。側道のほうはまだちょっと、所有者のほうと話を進めておりますので、まだその結論については伺っておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、この6月内に設置完了ということは、側道を拡幅するというので予

算をそちらに回したりとか、そういうことで、この約七、八年遅れてましたけども、そのこの工事は抜きで、今まで従来、今設置工事のある程度完了してるのは6月に、再度もう、そのままの状態ですら横断歩道を付けて完了ということですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）はい。今、橋、拡幅、県がやっておりますので、そこの横断歩道を、6月中に付けたら、もうそこの部分は完成しますが、今言う工場跡地のところはまた別に動きますので、あれは引き続いてやっていただくように要望いたします。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）最後ですが、今おっしゃったように、エブライ側のほうが片方がちょっと側道が狭いということもありまして、やはりそこの側道をもっと強く要望して早めにしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原）1番、石橋議員。

○1番（石橋）1番、石橋です。コロナ禍の中、医療関係者の皆様にはお世話になり、感謝申し上げます。また、3年が来ようとしている西日本豪雨災害の被災地の皆様の心の痛みを重く受け止めて、今回初めての一般質問をさせていただきます。今回、4項目について質問させていただきます。

1、海田町保育園地域の不平等性について。①西校区の保育園は公立保育園が1園しかない。西校区の方々が希望園に入れず、他園に行く場合、毎日30分かけて通園又は通所している事実がある。これをどのように考えるか。西校区居住者は特区とし、優先的につくも保育所に入所できないか問う。②近隣の公立保育園は縮小する傾向が見られるが、保育園利用者の平等性により、コンパクトシティを目指す海田町はつくも保育所の定員の増員、又は乳児保育園の開設を考えていないかを問う。③海田町はタブレット等を用いて、子どもたちの教育改革を図り、教育にも重点を置くと言われているが、西校区の教育の始まりとして、安芸区船越にあるような公立幼稚園の開設は考えていないかを問う。

次に、地球温暖化対策の推進について。①海田町のCO2削減はできていると思うかを問う。②海田町海田住民活動ネットワーク会員の海田町公衆衛生推進協議会所属海田町地球温暖化対策地域協議会の活動を知っているか。その取組をどのように捉えているかを問う。③第5次海田町総合計画の中に、森林や農地について地球温暖化対策を踏まえた利活用促進とあるが、例えば、東海田地区の農地から居住地移行が加速している現

実があるが、この目標を示唆する促進とは何かを問う。④駐車している車のアイドリングについて、海田町としてどのような取組を考えているのかを問う。

次に、町民の健康及び見守りについて。①百歳体操の町内普及状態とその効果はどうか。コロナ禍時期、自宅でも可能な自宅体操の普及活動の必要性を問う。②町民の心身の健康に寄り添う民生委員、福祉委員の海田町の活動の現状はどうか。住民課・社会福祉課・こども課・長寿保険課・保健センターを福祉保健部の計画査定部会としているのは、部署の敷居をなくし又は低くし、横につながり情報交換をするためのものかを問う。③町民の健康と見守りは今後も自然な生活の中で行える環境づくりを今から計画し、2025年以降、介護を必要とする高齢者の急増する対応と対策を急ぐ必要があるが、どのようなことを対策するかを問う。

次に、海田町SDGsについて。①海田町は第5次海田町総合計画にSDGsを導入されているが、これまでどのような取組をされてきたかを問う。②海田町の第5次海田町総合計画は、SDGs、持続可能な開発目標の精神が宿ったものになっているかを問う。③海田町SDGs導入は、町長主導の下、活力あるSDGsの導入となるかを問う。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問の1点目の3番目については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、海田町保育園地域の不平等性についての質問でございますが、1点目については、保育所への入所は入所申込みの際に希望する保育所に順位を付けていただき、町において、保護者の様々な保育ニーズに対応するため、就労状況等の保育の必要性を踏まえた利用調整をしております。希望者が多数の場合は、希望順位の高い保育所に入所できず通園に時間がかかることを負担に感じる保護者もおられると思いますが、保育所は、保護者が就労等により日中家庭で児童を保育できないため、保護者に代わって保育する場所という本来の目的を保護者に御理解いただき、通園していただいているところでございます。本町はコンパクトな町でありながら、現在、保育所が8園あり、町内のどの地域からでも通園が可能なことや、海田西地区の児童のみを優先してつくも保育所に入所させることは、入所決定において公平性に欠けるため、考えておりません。2点目については、現在、第2期海田町子ども子育て支援事業計画に基づき、待機児童対策として、私立保育所の移転に伴う定員の増を1園、新認定こども園の整備を2園予定していることから、つくも保育所の定員の増員及び乳児保育園の開設は考えておりません。

続きまして、地球温暖化対策の推進についての質問でございますが、1点目については、二酸化炭素の削減量の具体的な数値は把握しておりませんが、二酸化炭素の削減策として、循環バスの運行及び路線バスの維持、海田市駅自転車等駐車場の整備による公共交通機関の利用促進やごみの削減及びリサイクルの推進、町有施設の照明のLED化などに取り組んでいることから、一定程度の二酸化炭素を削減できるものと考えております。2点目については、海田町地球温暖化対策地域協議会は地域ぐるみの脱温暖化を目指し、その重点活動として緑のカーテンを町内1,000か所に設置することを目標に無償で活動を続けておられ、本町にとって必要な団体の一つであると認識しております。3点目については、森林や農地が適正に管理されることにより二酸化炭素を吸収することで、地球温暖化対策につながることを目的として、第5次海田町総合計画に記載したものでございます。しかしながら、議員御指摘のように、町内において、近年、市街化区域内の農地の宅地化が急速に進んでいる状況でございます。都市農地については生産機能、防災機能、良好な景観形成など多面的な機能を有しており、環境共生型の都市を形成する上で重要な役割を担っています。そのため、国や県の方針に基づき、宅地化すべきものから都市にあるべきものへと考えを転換し、適切に保全、活用を図り、促進していく方策について調査研究してまいります。4点目については、車のアイドリングストップ促進に関して、広島県生活環境の保全等に関する条例にアイドリングストップに関する条項があることを周知していくとともに、引き続き、環境に係る啓発の取組を実施してまいります。

続きまして、町民の健康及び見守りについての質問でございますが、1点目については、令和3年4月1日現在で25の地区に普及しており、筋力や転倒リスクを評価するテストで多くの人に改善傾向が見られるなど、一定の効果が出ているものと認識しております。また、コロナ禍で自粛が続いている中、フレイル予防対策の一つとして自宅でできる体操の普及活動は必要なことであり、引き続き、ホームページや広報かいた、訪問活動等を通じて普及活動に取り組んでまいります。2点目については、民生委員は援助を必要とされる方の相談役として、また福祉委員は自治会活動のふれあいいきいきサロン等において、共に連携し、協力して地域福祉の増進に御尽力いただいているところでございます。また、議員御指摘の総合計画に記載されている福祉保健部の計画策定部会につきましては、総合計画を策定するため、組織したものでございます。3点目については、海田町においては2025年、2040年以降も見据えた海田町高齢者福祉計画第8期介

護保険計画を策定し、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で生き生きと暮らせることを実感していただけるよう、地域包括ケアシステムの充実など様々な取組を進めております。今年度からは管理栄養士、保健師などの専属の専門職を配置し、高齢者を対象に医療や健診、介護情報を一括把握し、健康課題の整理、分析を行い、運動や口腔栄養指導、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨などによる生活習慣病の重症化予防と生活機能の低下防止を図ってまいります。また、令和4年1月からは高齢者の社会参加と健康づくりを更に進めるため、65歳以上の方を対象とした高齢者活動ポイント事業を開始する予定としております。

続きまして、海田町SDGsについての質問でございますが、1点目については地域福祉の取組がSDGsの目標の貧困をなくそうに、健康づくりの取組が全ての人に健康と福祉をに寄与していることなど、これまで取り組んできたまちづくりについても、SDGsの目指す持続可能な社会の実現につながるものと考えております。2点目については、第5次総合計画の策定に当たって重要な時代認識の一つと捉え、町の施策とSDGsの関係を明記しております。3点目については、第5次総合計画に基づき、暮らしやすさが実感できる町と、持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

それでは、1点目の3番目については、教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）石橋議員の質問に答弁いたします。公立幼稚園の開設についての質問でございますが、第2期海田町子ども子育て支援事業計画にございますように、海田町内全域の幼稚園、保育所においては、公立、私立を問わず、保育及び幼児教育を提供し、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めているところでございます。また、同計画によりますと、令和3年度教育を必要とする3歳から5歳児では、必要利用定員総数604人に対しまして757人分の施設の確保がございました。したがって、公立幼稚園の開設は必要ないものと考えております。以上です。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは海田町保育園地域の不平等性についてのところでお話ししたいと思います。海田町には4学校区があります。今、答弁の中で就労性の必要を踏まえて調整しているから大丈夫と言われましたけれども、希望園を4か所も書くような欄がありまして、4番目に移行してしまったというような事例がありました。それで、このよう

な質問をさせていただきました。ネウボラ時期を過ぎた実際に働き始めた保護者への配慮を問うものです。朝の30分は往復1時間のみなし出勤です。7時30分の通所の場合、親は5時起き、子どもは6時起き、7時前には親とともに家を出ることになります。国道31号線、2号線を通り、毎日保育園に通園しなければならない現実、親の子育て配慮とは言えません。車社会だからどこへでも行けますよねと言われた方がおられますが、車社会だからこそ、渋滞に巻き込まれ、大変な親子の毎日が目に浮かぶようです。しかし、優先配慮があり、西校区近くの保育園に通所できれば安心できると考えます。西校区は小学校、中学校と隣接し、また県立海田高校もある地域なので、乳児専門と公立幼稚園の開設により、教育の先進地域として子どもたちの成長を守り、子育ての先進の海田町になると考えております。どうでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 町長答弁の繰返しになりますが、希望者が多数の場合、保育所に入れず通園に時間がかかることを負担に感じる保護者の方もいらっしゃると思います。ですが、保育所は、保護者が就労により、日中家庭でいつも見れないというところを代わって保育する場所ということでございますので、その点を保護者に御理解いただいて、現在通園していただいているところでございますし、また西地区の方のみをつくも保育所に優先して入所させるということは公平性に欠けるという点で考えておりません。

○議長（桑原） 石橋議員。

○1番（石橋） 考えていないと言われず、教育・保育の先進として夢と希望を忘れずに、新しい企画が必要と考えますので、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 保育の提供につきましては、子ども子育て支援事業計画に基づきながら、保護者のニーズ、それから事業者のニーズも踏まえながら、現在、町立、それから私立を問わず、皆さんにお選びいただき、通っていただいているところです。今後につきましても保護者のニーズもしっかりと踏まえながら、また事業者のニーズもしっかりと踏まえながら事業を進めてまいります。また、保護者の皆様にもその辺りの点もしっかりと説明をしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 石橋議員。

○1番（石橋） 今回、事例として西校区の話をしました。これは町全体の保育などの配置のバランスを問うものでした。今お答えにありましたように、皆さんのニーズに応え

ながらということなので、それに重きを置いていただきまして、これからも働く女性、保護者の後押しをされますよう、海田町が前向きでありますようにと願っております。

それでは地球温暖化対策の推進について。なぜ地球温暖化対策の推進についてCO<sub>2</sub>削減ができているかを問うたのは、海田町地球温暖化対策地域協議会はゴーヤの普及活動により緑のカーテンを設置されています。町長答弁がありましたけれども、重要な民間の無償でやっておられるボランティアの団体と言われました。平成24年91か所が平成30年では800か所、普及活動と町民協力の成果が見られます。令和2年は737か所、豪雨災害の後、減少傾向にありましたが、少し回復してきたと聞いております。これを昨年は11人の住民で調査、この住民活動の取組を今一度どのように考えているかお聞かせください。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）町長答弁にもございましたが、海田町にとって重要な取組をしていただいております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）しかし、気候変動適応に関わる情報の収集や整理・分析は、どのような形で行われておられますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）海田町におきましては、毎年、環境の計測、騒音であるとか大気汚染であるとか、そういったことは実際にしておるんですが、すみません、二酸化炭素に限ってという調査のほうはいたしておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）以前は、この緑のネットワークの皆様と一緒に職員新人研修として、収集・整理・分析に協働のまちづくりの一環として役場関わった事実があることを聞いております。ボランティア活動を利用する取組ではなく、海田町独自の取組としてお互いの利点を生かして、どのように町民と協働していくかを考えること、役場の取組の変革でもあり、必要と考えます。町の思いを具体的にお聞かせください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、地球温暖化というものは、行政だけ、住民だけ、そういうものではないと認識しております。やはり、住民一人ひとりがそういった意識を持ちながら活動していくということは重要だろうと思います。今後につきましても、

やはり地球温暖化対策協議会、こちらのほうと公衛協とも、やはり一緒になって、この問題に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今後も促進願います。よろしく願いいたします。さて次に、民家近く、例えば庁舎の駐車場のアイドリング、スーパー駐車場でのアイドリングCO<sub>2</sub>削減とは言えません。東京都環境科学研究所、2008年調査ではアイドリング時の燃費はエンジン排気量と比例関係にあり、ドライブレンジの燃費はニュートラルレンジの場合に比較し、平均して12パーセント上昇するとあります。研究所ではこれからも調査を継続するとありますが、海田町は駐車場でのエンジン停止の推進を更に図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）町長答弁にもありましたが、県条例においてアイドリングストップについての条項がございます。そちらについて啓発等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）答えていただいた内容、先ほど、住民と一緒にしないといけないというふうに言われましたけれども、住民の協力なくてはできない取組です。海田町公衆衛生推進協議会では毎年啓蒙活動として、各小学校に指導に行く活動をされています。また、地域のごみ収集についても公衆衛生担当を決め、自治会と協力しながら海田町の公衆衛生活動に努めておられます。このようなことから第5次総合計画を立てられた今年度、CO<sub>2</sub>削減は、住民の協力、取組があって初めて促進できることだと思います。CO<sub>2</sub>削減ができますよう、ネット・ゼロカーボン、省エネルギー対策等の推進、再生エネルギーの導入の促進、カーボンサイクルの推進、気候変動を見据えた適応策の推進、基盤づくりの促進、社会に向け、実現に向けた地球温暖化対策の推進を、海田町の取組として継続する気持ちはありますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）繰返しになりますが、議員御指摘のとおり、やはり一人ひとり、町行政、それと各種団体、公衛協でありましたり、協議会でありましたり、そこら辺が一体となって推進していく課題であると考えておりますので、やはり一体となって啓発等、環境施策のほうを推進してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）最後に、県では、基本理念、環境に優しい広島づくりと次世代への継承として、取組を、県民、事業者の皆様に分かりやすく発信する設定メッセージ、未来につながる三つの輪を示しております。環境分野の五つの施策では、ネット・ゼロカーボン社会に向けた地球温暖化対策の推進、循環型社会の実現、地球環境の保全、自然環境と生物多様性の保全、環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり。環境分野の五つの施策が相互に関連しており、環境と共生した生活スタイルや事業活動が定着することにより、資源循環、自然共存社会の実現を目指していくというメッセージは、県は環境に優しい広島づくりと次世代への継承として基本理念とされていますことを報告しておきます。

次に、町民の健康及び見守りについてですが、長寿保険課の対応で住民の健康の増進、百歳体操の普及が行われています。コロナ禍の時期、百歳体操の開催が順延となっており、自宅で高齢者の転倒や骨折が増えていると整形外科の方が言われていました。自宅でも可能な自宅体操の普及を行うと言われていましたが、いつどのようにして行われますでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）現在もホームページ、広報かいた、広報かいたに折り込むチラシ、又は後期高齢者に対しまして文書発送時に、くすのきという折り込みチラシの特別号を同封するというような活動をしておりますし、今年度につきましては通いの場に積極的に専門職が関与することとしておりますので、健康運動指導士などによる自宅でもできる体操の普及に努めてまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）ありがとうございます。今後もよろしく願いいたします。次に、町民の健康に寄り添う民生委員・福祉委員の活動のことをよく調べておられるようですが、海田町では、民生委員・福祉委員の生活に寄り添うひとり暮らしの方や若い方の介護の状況はなかなか把握しにくいと聞いております。福祉保健部計画査定部会としては、今回、第5次総合計画のための部会であったというふうに答弁がありましたけれども、この住民課、社会福祉課、長寿保険課、こども課、保健センターの壁を低くすることによって、皆さんが話しやすい、また聞きやすい課になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）福祉保健部の御質問をいただきまして、部内では壁が低くなるように、職員と管理職、それから職員が面接であるとか、いろいろな場面も作っております。また、専門職同士の連携会議、それから、ケースによったケース会議等を課を超え、所属を超えて重層的に対応させていただいているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今後も住民のために前向きな活動案、行政をよろしく願います。

それでは、次に海田町SDGsについて。第5次総合計画にSDGsを取り込む海田町の未来に向けて、本当にすばらしい取組です。SDGsは世界共通の目標です。持続可能な社会、地域から世界へと考えられませんか。海田町には海田住民活動ネットワークに登録されている海田町国際交流協会もあります。住民とともにSDGsの取組み方も考える必要があります。そして、SDGsのグローバル目標を達成するための160の具体的な目標が示され、町の施策がこれらの目標につながっていないと達成できないのですが、いかがですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）町長答弁でもございましたが、第5次総合計画の策定に当たりましては、このSDGsは重要な時代認識の一つとして捉え、町の施策とSDGsの関係を明記したものでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）例えば、第1章、環境にやさしいまちづくりでは、先に質問を話したんですけども、県の基本理念を実現するためには、次の次世代への継承も必要とし、2、3、4、6、8、9、10、11、12、13、14、15、16が必要です。というふうに県は示しています。海田町では6、7、13、14、15です。青いところが海田町が示しているSDGsです。赤い丸が県が示しております。これを見ても、まだまだ見直しの必要性を感じます。いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）海田町の5次総合計画でSDGsと町の施策の関係を示したものにしましては、主なもの五つを示させていただいたもので、こちらはほかにも関連するものはございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）これは実際のSDGs、第5次総合計画に示してあるこのマークが、これを見て質問させていただきました。必要ならば、ここに最初から書く必要があったと私は思います。続いて最後の質問は、県内唯一の選定未来都市を例に取り、質問させていただきました。SDGsは広島県と東広島市がSDGs未来都市として選定されています。東広島市の総務部政策推進監を訪ね、SDGsプロジェクト担当マネージャーに未来都市に選定に至った経緯についてお尋ねしたところ、東広島市の第5次東広島市総合計画そのものにSDGsの精神が宿っているものではないかと断言されました。そして、その市長の強い指導力にほかならないことだと話されています。ここで、高垣市長の談を發表させていただきます。将来を担う子どもたちにSDGsを理解してもらうことが大切。SDGsは人類共通の価値観と思う。市民がそのような価値観で取り組むことが持続可能な社会になり、それが持続可能な国、世界、地球につながる。私たちと関係ない問題ではなく、市民一人ひとりに関係があることを皆様にも意識してもらい。結果、豊かな市民生活が送れる。そのような地域づくりをしたい、と話されています。海田町もSDGsの取組の成功は町民の利益につながることで、町民一人ひとりにも関係があることを意識してもらい、豊かな生活が送れるよう、町長自ら立ち上がる気持ちが必要です。そして、各課のSDGs対応も町長の強いリーダーシップで対応されますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度、今後の10年間のまちづくりの計画ということで、総合計画を策定をいたしました。まちづくりの進め方、それに当たりまして、SDGsの持続可能な意識を持つということは重要なことであろうと考えております。そういうこともあって、総合計画の中でSDGsとの関連性のほうをお示しをいたしました。この総合計画につきましては、町長を中心に今後のまちづくりをどのように進めていくかまとめたものでございますので、実施に当たりまして、町長を先頭にまちづくり、それとSDGsに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）町長の熱い思い入れがあり、SDGsを今回、第5次海田町総合計画に導入されましたならば、職員の皆様も町長のSDGsの取組の下、東広島市に負けない施策に取り組めると考えますが、町長、いかがですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）総合計画につきましては、当然、これを基本に職員全体で地域の皆様

方とも連携をしながら、今後の海田町のまちづくりを進めていくものでございます。まちづくりと併せてSDGsの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）企画部長がおっしゃったことは、町長の言葉というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）本日は説明の委任を受けた職員として出席をしております。執行部の考えを答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、町としてということですね。私が言いましたのは、町長の熱い思い入れがあって初めてこのSDGsが成功するというふうに言いました。町長自身が指導力を発揮していただき、この今の思いが是非とも将来の海田町の持続可能な開発目標、SDGsにつながりますよう期待して終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は10時25分。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。3番、玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。本日は大きく2項目について御質問いたします。

まず1項目め、情報発信の方法についてです。海田町から住民に向けて大切な情報が日々発信されているところではありますが、情報の発信方法とその後の対処が起因し、町民が混乱することが散見されております。このことについて2点御質問いたします。まず大きく1点目は、先日、町立学校全体に発信された臨時休業に関するメールについてです。新型コロナウイルス感染者の発生に伴い臨時休業を行うという内容でしたが、町立学校全体に配信されたこと及びその内容により、多くの保護者が混乱しているとの相談がありました。当該校のみの保護者への伝達であれば、このような混乱が生じなかったと考えますが、なぜ町立学校全体への発信にされたのでしょうか。また、内容が、受信した側の保護者が自分たちの子どもが通っている学校が休校になるのかどうか迷う

ような書き方であったため、学校等への問合せが多くあったと聞いております。しかしながら、その後の対応が学校単位で異なっており、全体メールの後、当該校ではないので登校してくださいと発信された学校とそうではない学校があり、全体メールによる指示が不明瞭なこともあり、あちこちの保護者に確認し、結果的に当該校がどこであったかを知ることとなったとの声もありました。学校での感染者発生については、その後、いじめが発生するケースも県外で多数発生しており、大きな問題となっております。当初、教育委員会でも当該校が特定されないように公表しないとされておりましたが、学校内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休業の伝え方やその後の対応については事前に検討されていたのでしょうか。今後、同様のケースが発生したときの対応についてはどのようにお考えなのか、この3点についてお答えください。次に、大きく二つ目、防災情報の伝達についてですが、以前から町内放送が聞き取れず、何を言っているか分からないという相談を多数受けており、議会でも取り上げられたことがあると思います。防災に関する情報は重要かつ的確に正確に伝えるべきものであり、現在はメールなどでも情報伝達をしている点で、以前より多くの人に伝わるようになったと思いますが、メールによる情報受信ができない、例えば高齢者などに対してはまだ対応が不十分ではないかと思います。高齢者など災害弱者と言われている人たちへの防災情報の伝達について、現状の対策はどのようになっているのでしょうか。高齢独居の方や何らかの障がいがあり、支援が必要な方への情報伝達計画についてお答えください。また、防災メールの普及率はどれぐらいあるのでしょうか。お答えください。今後、防災メールの受信又は防災ラジオの設置のいずれかを徹底されるお考えはあるのか、以上3点についてお答えください。

次に、大きく2項目め。町立小学校の職員の駐車場の整備についてです。町立小学校における教職員の駐車状況について御質問いたします。前回の議会でも質問させていただきましたように、小学校で子どもが教職員の車に傷を付けてしまった事案が発生しており、小学校内に駐車している職員の車両は全て公用車であるとのお話でありました。多くの教職員の車両が公用車として学校敷地内に駐車されているようですが、その後、子どもが誤って車両に傷付けてしまうような同様な事件が起こらないような場所への駐車や囲いなどによる事故防止対策をされているのかどうか、場所の問題と対策の問題について現状はどのようになっているのか、お尋ねします。以上について、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問の1点目の2番目については私から、1点目の1番目及び2点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、情報発信の方法についての質問でございますが、1点目については支援が必要な方への情報伝達でございますが、避難行動要支援者名簿を活用した自主防災組織、呼び掛け体制の整備を民生委員の方や広島県と連携をして進めているところでございます。また、施設に入居されている高齢者等については、施設が作成する避難確保計画により、安全に避難できる体制を整えております。2点目については、5月31日現在、2,531件の登録がございます。18歳以上の人口比で換算すると10.1パーセントの普及率でございます。3点目については、今後も出前講座や広報などにより、海田町防災情報メールなどの登録者の増加に努めるとともに、町内放送が聞こえづらいとの問合せをいただいた方には、防災ラジオの設置をお願いし、多数の設置が期待できる自主防災組織等に対して働き掛けを行い、難聴地域の解消に努めてまいります。今後、引き続き、迅速かつ正確に災害情報を伝達できるシステムの構築を推進してまいりたいと考えております。

それでは、1点目の1番目及び2点目については教育委員会から答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）玉川議員の質問に答弁いたします。

まず、情報発信の方法についての質問でございますが、1点目の全町立学校へ情報発信したことについては、感染拡大防止及び学校・個人に対する誹謗中傷、差別防止への啓発が必要であると、そのために行ったものでございます。2点目については、本町の実態に応じたマニュアルを作成し、それに沿って対応しております。3点目の今後の対応策についてですが、今回のケースを教訓とし、より分かりやすく情報を伝えるよう心がけてまいります。

続きまして、学校敷地内に駐車している教職員の車両についての質問でございますが、駐車場所については、各教職員の駐車位置を明確にするとともに教育活動の支障とならない場所を利用しております。また、児童生徒への日常的な指導が重要であると考えており、今後も発達段階に応じた指導を継続して進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）再質問のほうをさせていただきます。まず、1点目の教育委員会のほう、

全体へのメールに関しては、感染拡大防止及び学校・個人に対する誹謗中傷の啓発が必要であるため行ったというふうに書いてあるんですけども、結果的に当該校が分かってしまい、また、その後、実際、自分の学校は登校が必要なのかどうか分からないというような声があり、教育委員会とも連携させていただいて、その後、発信されていない学校への全体へのメールというのを発信していただいたという経緯がございますが、今回の対処についてはこれで正しかったというふうな御認識でしょうか。それとも、改善すべき点があるというふうにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）ただいまの御質問のところなんですけれども、確かにこの度のところでは、誤解を招く表現、理解が十分行き届かなかった点がございます。この度のところを教訓といたしまして、既に当該校に対してはもう既に通知はしておりますというような文言を付け加えて、今後発信するのであれば該当校以外のほうにもそのように分かりやすく伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）付け加えまして、お話をさせていただきます。海田町の学校につきましては、幸いにも子どもに関する感染が発生したのが県内の学校の中では比較的遅く、1年以上経った状態でこの度初めて感染の確認により休業となっております。この時間が幸いしまして、各他市町のいろいろな事例を聴き取って蓄積したという状況がございます。当初、昨年度の12月18日付けで総務文教委員会のほうで説明をさせていただいたマニュアルについて、それに沿って例文等も作りながら準備を進めていったところなんですけど、他市町の実例を見ますと、該当校とそうじゃない学校に一斉にメールを送った市町と、それから、該当校のみに送った市町がございます。どちらもやはり、誤認があった部分があって、どちらも一定程度の保護者の問合せがあったというふうに聞いております。特に、該当校のみに送った市町におきましては、結果的に先ほども議員がおっしゃいました、メール等を使って特定をし始める保護者の方がいて、結果的に状況が明らかになってしまったというところで、その後その市町の教育委員会のほうから犯人探しや特定をするようなことはしないようにという追っかけたメールが配信されたという例もございますので、そのような事例も踏まえまして、この度該当校とそうじゃない学校に対して適切に行ったほうがいいであろう、情報公開を行ったほうがいいであろうという判断の下に、この度メールを送信しております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）一番最初の全体メールについては理解ができました。その後の対応なんですけれども、多分、その後に当該校ではないので登校はしてくださいというふうに出した学校と、これは二つ学区の一学区についてはそのようなメールが行ったと。で、もう一方の学区については、そういう情報がなかったということで、その行かなかった学校のほうに混乱が生じたというような事実がございます。そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）メールを発出した学校とそうでない学校がございましたけれど、メールを発出してない学校につきましては、保護者の方からの問合せに対して、主には自分の学校が該当するのかどうかといったところで、個別に対応することで全ての保護者の方に対応できたというところで、そういった認識のため、3校の校長のほうで協議をいたしまして、その校区の中ではメールは発出ししないことにしようと。発出することでかえってまた新たな混乱を招きかねない、そういうような判断の下、片方の校区のほうでは発出をしていないという、そういう状況がございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）結果的には全部に対応したと思われてたのが勘違いだったということですよ。そういうふうに混乱した御連絡があったということは。それについては現在どのようにお考えですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども申しましたように、結果的に誤認を招いてしまったということは事実でございます。今後、2回目以降のところにつきましては、先ほども答弁の中にもあったかもしれませんが、該当校以外のところに発出をしておりますというふうな区分けというか、分かりやすいような表現をもって今後対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今後については、全体メールを送る場合はそのような混乱が生じないような文章の点検等をして、しっかり対策をしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。続きまして、防災に関する情報伝達についてです。まず、今までも自主防災組織、また民生委員の方々にというようなお話をよくされているんですが、自

主防災組織、自治体等に投げられてる、それが自治体等でどうにもできない、自治会ですね、失礼いたしました。自治会のほうに投げられても対応できないというような声をたくさん聞いております。本来であれば、行政主導で高齢者であったり、それ以外の災害弱者に対する対応はしないといけないと思いますし、第5次の総合計画の中でもそのような文言が幾つか書いてあります。特に、防災弱者と言われる高齢者、障がい者、外国人といった属性にかかわらず、迅速かつ明確に伝わるような手段を推進しますというふうに書いてあるんですが、この民生委員さんだったり、自主防災組織への活用ではなくて、もっと積極的に情報収集をしていただいて、どこにどういう方がお困りなのか、そういう方々がどのようにして防災の受信ができてるのかできてないのかについての実態調査などは行われているのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず、御質問の要配慮者というところのくくりでは、うちのほうも避難行動要支援者というようなシステムがございまして、その中で抽出しているところがございます。現在のところ、4月1日現在で2,881名がこれに該当されます。実際にはその中には介護者の方であったり、高齢者の方とか障がいの方、障がいにもいろいろございますが、そういった方を抽出するシステムを構築して吸い上げております。今度逆に、あと、そういったものをサポートする体制というものが今第1答弁でもございましたように、呼び掛け体制づくり、昨日から申しますように、いろいろ地域によって、互助の力を付けていただこうと、皆様にそういうふうな呼び掛け体制づくりをお願いしているところがございます。ただ、この呼び掛け体制づくりも実質的にはなかなかうまくいってないところもございまして、全地域で浸透しているかといえば、そうじゃないところもございます。引き続き、そういうふうな形で呼び掛けの体制づくり、あと、今度、情報のほうを取っていただくという意味では、昨日来、いろいろ言っておりますけども、ネットであったり、テレビであったり、そういった部分ではうちのほうもPRのほう、そして提供しております。また、昨日はちょっとお答えしてない部分がございます、そういった方々のために、実際にはネット環境が整っている高齢者の方もいらっしゃいますので、新設した講座の中で、デジタル情報の見方というものを今年度から新設して、スマートフォンとかインターネットとかそういったものを分かりやすく説明します。もっと言えば、今まで出前講座で出て行ってましたけども、来ていただくような小規模なものも開催していこうと今考えております。また、今回、ハザードマップとかお配りし

ましたので、そういう見方が、はっきり言って一方的に送っているものなので、実際には分からないというふうな御質問もございますので、そういった見方であったりする講座のほうも併設して行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）すみません、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、そのような方々がどれぐらいいらっしゃるということはよく分かりました。そういう人たちに対して、どういうふうな情報の収集方法ができているのか、例えばそういう人たちが防災無線を持っていますだとか、メールの登録がありますだとか、そういう確実に情報が取れるような要支援者でしたっけ、要支援者の人たちが情報が取れるような状態にあるのかどうか、健康であって、またメール等の受信だとか、今回、広報にもたくさん情報の入手の仕方が書いてあったんですけれども、それらが活用できる人たちかどうか、ちゃんと取れているかどうかというような調査をすることが必要ではないのかなというふうに思うんですけども、その辺についてはできておりますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在のところ100パーセントできている状態ではございませんので、要介護者のほうにつきましても、うちの課でできるものがございますので、その辺り全庁的にそういった状態であるかどうかいうのも含めて、今後、対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ほかの議員さんからの御質問のときに、福祉保健部のほうでメールを受信されている高齢者がどれぐらいいるかというような調査をされてたと思いますので、いろんな部、課、それら皆さん共同されて、しっかりと情報が取れているか取れていないかということを実態調査、今後続けていっていただきたいと思います。その辺はお願いできますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）分かりました。かしこまりました。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）続きまして、駐車場の問題について、学校の駐車場について再質問させていただきます。御答弁には、駐車的位置を明確にするということ、私のほうが質問させていただいておりますのは、拝見したところ、子どもたちが出入りしたり触

れるところに駐車をしているというようなところが明らかにございます。ですので、囲いをするだとか、コーンを置くなどして職員の車両に手が届かないような又は触ってはいけないというようなことが明確に分かるような方法が必要ではないのかと思います。あと、場所についても近隣に駐車場を借りるなどして、特に小学校低学年の子どもたちにとっては、たくさん走ったりする中で間違っって教職員の車に当たってしまうこともあるかと思ひます。また、ボール等が当たってしまうこともあるかと思ひます。そういうことを防止するためには、場所の確保、囲いなどの対策が必要だと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）御質問いただいた件につきましてですが、子どもたちは学校の中、どこでも行けるようなそういった状況ではあります。今は日々の状況、日々の教育活動の中で、危ないところであるとか車の近くには寄らないこと、これは、日々、声掛けをして、事故等が起こらないような防止の指導のほうをさせていただひているところでございます。また、駐車場所につきましても、教育活動の支障のない場所に校長が示した場所に置かせておりますので、囲い等の必要も現時点ではないと認識しております。以上でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今まで、じゃあ、そのような許可をして、危険ではないと思われるような場所で事故等起こったことはないですか。私が前回発言したのも、そういうような状況で起こったと認識しておりますが、どうでしょう。

○議長（桑原）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）私どものところにおきましては、不可抗力によりそういった事案が発生したところは今のところ把握はしておりません。故意にとひったところだけは把握はしてありますが、その点につきましては個別の案件になりますので、答弁のほうは控えさせていただきたいと思ひます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）故意かどうかのことに関しては、発達障がいの子どもさんがいたり、いろいろな特性を持ったお子様がいらっしやいまして、それが故意なのか、それとも、その子の特性によるものかについては判断が難しいところではないのかというふうにお考えます。その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）そちらの判断のことにつきましても、それは前回の議会のほうでも答弁をさせていただいているとおおり、ケース・バイ・ケースでございまして、事案のところ、今発達障がいのところがありましたけれど、その際に教育上、管理下にあつて、学校の指導において足りない部分があつた、そういった場合につきましても、そういった非については学校のほうがあろうかとございしますが、そういった場合ではない場合、確実に学校のほうが指導していた、支援をしていた、そういった状況であるにもかかわらず、制止できなかつた場合、そういったところは学校のところの故意を求めるとはちょっと厳しいかなという認識でございします。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）様々な特性を持たれた生徒さんが増えている現状において、本来、そのような児童生徒が間違つて傷を付けてしまうようなことがないような対策が必要だと思うんですけども、そこについて改めてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほどの教育指導監の答弁にもございましたが、個々の発達段階の指導がやはり一番大切であるというふうに考えております。繰返しにはなりますが、教育活動の中で、やはりルールを守るであるとか、そういうものが今後社会の中で生きていくための非常に大切な根底となります。発達障がい等につきましても、教育だけではなくて、やはり保護者の方による療育等も踏まえて総合的に判断をして指導していく中で、やはり社会に通ずるルールを身に付けていくことが必要であろうというふうに考えます。外的な囲いであつたり、場所の変更であつたりということではなくて、自主的な判断の下で故意に傷付けてはいけないということを理解しない限りは、恐らく100パーセントなくすということは不可能だろうというふうに考えておりますので、そのようなことを学校に指導しながら日々続けているところでございします。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）再度お聞きしますが、場所や囲いなどの対策については全くお考えにならないという理解でよろしいですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）先ほども述べておりますように、基本的に教育活動の支障のない部分というところが、駐車において配慮した部分、対応した部分でございします。その部分に

については現時点で場所を確認して、教育活動の支障のない、子どもたちがふだんの生活であれば傷付くことがないような場所に置いてありますので、それが対応しとったというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）以上です。

○議長（桑原）10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。まず、庁舎移転関連について質問いたします。新庁舎の土地取得に関する契約の経過については、今まで何度も説明を受けてまいりました。しかし、結果として契約後の広島県の調査で土壌汚染が見つかり、町費を投入しなければならなくなったことは事実です。執行部は売主である広島県に対して最大限の負担を求めると説明され、実際に広島県と交渉された結果、約半分の処理費を負担していただくことになりました。それでも町費を約6,000万円投入する必要が生じております。このことについて、まず契約後に売主である広島県に対して土壌汚染調査をさせておられますが、調査後に契約をしなかったのはなぜだったんですか。調査前に契約したことは勇み足になっていたのではないのでしょうか。次に、結果、町費を投入しなかった責任は誰が取るのでしょうか。

次に、コロナワクチンの接種についての質問でございます。コロナワクチンの接種については、海田町においても始まりました。集団接種に関しては現場を見る限り、細かい受付時間の設定を行っており、受付、問診、ワクチン接種、その後の経過観察の待機と、全体的にスムーズに流れていたのが事実でございます。しかし、複数の接種の応募受付については、特に当初分については相当問題があったように思います。しかし、その問題を対応された結果、2回目以降の受付については、年齢の高いものから順次受付を行い、65歳以上の受付以外はスムーズに流れたのではないかと見受けられます。そんな中で、電話受付では全国でも起こったような電話が繋がらない問題が起こっております。そこで当初の対応について、電話回線が何回線で、電話受付とネット受付の内訳はどのような状況だったんですか。電話が繋がりにくかったのは電話回線が少なかったからではないのでしょうか。少なかったのであれば、なぜ回線を多くすることができなかったのでしょうか。次に、2回目はどのような状況であったのでしょうか。また、町内の医療機関でも接種が始まりますが、トラブルはないのでしょうか。併せて、町内医療機関での医療従事者へのワクチン接種はどのような状況でしょうか。以上、御答弁

をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、庁舎移転関連についての質問でございますが、調査後に契約しなかったことについては、令和2年12月定例会で宗像議員の一般質問で御答弁したとおり、事業を早く進めたい思いから、財産購入と土壌汚染調査を並行して進め、万が一、土壌汚染が判明した際の対策として財産購入の契約と同時に土壌汚染対策に係る覚書を締結し、手続きを進めたものでございます。責任については、令和2年9月の宗像議員の一般質問のとおり、広島県に一定の負担をお願いしながら事業を進めていくことで果たしてまいります。

続きまして、コロナウイルスワクチン接種についての質問でございますが、1点目については、当初の予約受付の状況ですが、電話予約は4回線で受け付けており、予約件数は24件、ウェブ予約は906件でした。予約開始時のウェブ予約の集中、また回線が少なく、電話がつながらない状況への対策の遅れにより、混乱と不安を招いたことにつきましては、住民の皆様には深くお詫びをいたします。2回目の予約受付からは回線を増やし、1人当たりの通話時間をなるべく短縮して、より多くの電話受付ができるよう、20名の体制で対応したところ、電話予約905件、ウェブ予約1,705件となりました。また、年齢の高い方から順番に予約を受け付けたこともあり、ほとんど混乱もなく受付を行うことができました。2点目については、個別接種は5月24日からワクチンを発送し、各医療機関において順次接種を開始しており、順調に接種が進んでいるところです。医療従事者等への接種は広島県が地区医師会等と調整しながら進めているところですが、町内に勤務する医療従事者等の対象については、5月下旬時点で全員が1回目接種を完了し、そのうち半数以上が2回目接種まで完了したと伺っております。

ワクチンの発送と言いましたが、配送でございますので訂正させていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず庁舎のことなんですけども、事前に契約書の内容について弁護士に相談したかということをお前は前に質問したですね。そうすると、そのときの弁護士の回答は、要するに、瑕疵問題について、条項が漏れているのは問題があることがありますよという警告は受けとることに間違いはないですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）間違いございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）町長答弁の中で、とにかく事業を進めたいから早く契約したんだという言い方をされているように取れるんですけども、実際にうちの土壤汚染調査が終わらない限りについては、実際に工事に入ることはできないですよ。それは間違いはないと思うんですが、ならば結果的に後ろでやろうが、前でやろうが、工期に影響を及ぼすことはなかったんじゃないんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）契約時点で地歴調査は必要ということは認識をしておりましたが、土壤汚染調査が必要かどうかというのは出ておりませんでしたので、契約のほうを進めたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しかしながら、覚書で土壤調査するような話はやってますよね。ということは、それは予測的にやらざるを得ない、やるということは後ろでやっても実際の庁舎の移転工期計画、全体計画に影響を及ぼすもんじゃないですよ。どっちにしろ、その部分だけずれるわけです。それなのにあえて前でされた、弁護士からもそういうふうな格好で警告をされてる。僕、それがあまり理解できないんですよ。本来であれば行政は、行政がそういうものを売るときは、これは副町長もよく御存じだと思われましょけども、実際には瑕疵がないものとしてそういう信頼関係の下でああいう瑕疵条項ない契約書を交わすのが通常の行政のやるべきことだと、責任だと思うんですが、となれば当然にその条項を、覚書を交わすのであれば、先に、これは結果的にもう既に契約済んで、ここまで来とるんで、そこまで言うべきことかどうかもあるんですけども、実際、これが大きな問題を起こしとるわけですよ。結果、一番大切なのは、何千万という町費を使わなきゃならない。だから、それができなかった理由が明確じゃないんですよ。後ろに契約をずらして、土壤汚染調査が終わるまで契約をずらしましょうということができなかった理由が明確じゃないんですが、それについてもう少し明確に御説明を願えますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）契約の時点で、土壤汚染対策法に基づく地歴調査が必要なことは認識をしておりましたが、土壤汚染が明確であったわけではございませんので、契約のほう

を進めて新庁舎整備を進めたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）認識しているのにその調査を待たずに契約することが僕には理解できない。認識をされてたわけでしょう、必要性を。当然、その調査をしなきゃ工事に入れないということは調査をしなきゃならんわけですから、結果的にこうなった以上、それ以上この問題について言っても仕方ないとは私は思いますけども、しかし、一つだけそうすべきだった案件について、執行部から何の断りもないし、ミスがありましたとは言わないにしても、それなりのことをきちんと、どういうんですかね、表現と言ったらいいんか、それが必要なんじゃないんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備の進め方につきましては、これまでも議員の皆様方からもいろいろと御意見をいただいております。また、令和3年2月の定例会に提出をされました問責決議にも記載をされており、重く受け止めております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）重く受け止めるということと認めるということは別問題ですよ。だから、あなたたちが認めないから、こういう結果、いろんなことが出てくるわけですね。出てくるんですよ。それにこれ弁護士が一枚絡んで弁護士さんからも忠告を受けている。その中で、あえて進める理由がやっぱり理解できないんで、これ以上言っても同じ答えしか返ってこんでしょうが。ただ6,000万円を注入しなきゃならなかった責任はどうなるんですか。極端に言うたら、この6,000万円、あなた方が支出を決めた、我々も最終的に決めざるを得ないので議決をしておりますけれども、これの契約によって起こった関係で、これ、住民訴訟の対象になりますよね、下手をすれば。その辺については住民訴訟の対象になるかどうかの認識はあるかどうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎整備を進めて、こういう事案になったものでございます。この事案に対して可能な限り対処してきた考えでおります。その結果で、そういう訴訟等というようなことがあれば、それはそういったことも可能ではないかと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、ごちゃごちゃ聞いとるんじゃないんです。住民訴訟の対象になると思われませんか、どうなんですかしか、イエスカノーでお聞きしております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）その結果も含めて全てだと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）気分的に答弁したくない気持ちは分かりますが、私は当然、これ住民訴訟の対象になるような案件だと思っております。だから、当然、そういうような案件が起こったということは、やっぱり何かの形で、少なくとも、言葉が悪いんですが、自ら、自らに戒するようなことをすべきではないかと思えます。しっかりとその辺は御理解願って、自戒をしていただきたい。

次に、ワクチンの問題です。ワクチン接種の問題、これは本当になぜか分かりませんが、会場の接種そのものが滅茶苦茶スムーズに行っていました。これ感心しました。実際にこれシミュレーションされたんですか。相当数。また、これ委託先、確か病院に委託されてたと思えます、ある病院に。町内の集団健診をやっている病院じゃなかったかと思えますけれども、これ相当のシミュレーションをしてなきゃあれだけスムーズに行くと思いませんが、それだけのことをされたんですか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）前もって、委託業者も含めて職員等も参加してシミュレーションを行っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それが良かった割には、最初のほうが大変だったように、僕、記憶しておるんですよ。特に、これ御報告いただきました、電話受付24件、ネットが906件か。これ、高齢者の場合に少なくとも半数以上の方は電話で予約されるはずなんですよ。それは想定されなかったんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）対策班、また本部員会議の中では半々ぐらいを想定しておりましたが、想定を超えてウェブに短時間で集中したというところで混乱を招いたことにつきまして、非常に御不安を招いたことに対して大変申し訳なく感じております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それから、それ以前に、ちょっと前ぐらいに東京都のほうで予約が開始になってから大変なことが起こってましたよね、電話回線。それは多分テレビで職員の皆さん見られたと思うんですが、町長も含めて。なのに電話回線4回線で、これ2

回目も4回線やったんですか。その辺も含めてちょっと御答弁願いますか。電話回線の数。ほいで、もし4回線しか取れなかった、なぜ4回線だったのか、もっと取ろうとはしなかったんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）当初、NTTのほうとも相談いたしまして、可能な回線が4回線でした。それで対応してこのような結果になり、2回目以降の対応につきましては、回線数を9回線に増やし、職員を20名体制で受付をさせていただいたところがございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）もう1点。その電話回線の受付について、事前にシミュレーションを行って、1人当たりどの程度の時間かかるか、どの程度の、そういうシミュレーションは実際に行っていますか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）実際のシミュレーションというのは行ってませんが、担当者とコールセンターに付く職員等でしっかり打合せをしておりました。当初は5分程度の、1人当たり5分程度かかるのではないかというふうに予想しておりましたが、実際はいろんなことを聞かれる場合があります、1件当たり10分程度かかる方もいらっしゃいましたので、2回目以降はとにかく短時間で予約ができるよう、それ以外の質問については後で担当からかけ直すというような対応にさせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かにこれ30分ぐらいで受付が終わったと思う。24件を4台で割ると6、30分ぐらいを6で割ると1人約5分、当初の計算どおりの時間どおりに行っとるんですよね、あなた方の。これ、間違っていないですよ。この24件で約30分で終わっているんですから、あなた方の思いどおりの計算どおりに行っとる。シミュレーションも良かった、悪くなかった。これ、一番問題なのは電話の方が多いと分かるとるのに、なぜ電話の枠の方を作ってあげなかったんですか。電話の枠の方を作ってあげれば問題がなかったわけですよ、そんなに。なぜそれができなかったんですか。できなかったらできないような御説明願いますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほども答弁させていただいたように、ウェブに短時間で集中す

るところが想定を超えていたというところと、電話予約とウェブ予約を分けるというところで、システム上、ウェブに電話の方の情報をウェブに入れるシステムを導入していたため、そのような考えは当初からは計画はしておりませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）当初から計画、これ、うちのシステムなんですか、国のシステムとか県のシステムを使っているんですか。どっちなんですか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）委託業者の持っているシステムを使っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ならば、打合せの段階で事前に電話回線は少なくとも電話用に200回分だけは用意しておきましょうという打合せなんかは、通常考えればネットだと一瞬ですよ。一瞬ということは、どちらかというとなネットが勝つのは当たり前のことであって、だから、それを想定されるのが、今、どうのこうの、2回目以降、うまいこといっているのはそれいいんですが、これからそういう問題が起こる要素がある、若い者に今からやっていく中でね、それじゃけ、その辺の対応についてしっかりとやっていただきたいと確認をさせていただいておるんですが、今後について、もしこういうことがあった場合にそういうことを対応を考える必要があると思うんですが、それについてどう思われていますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）7月末までに高齢者の接種を終えるようにしっかりと進めているところです。今後、ワクチンの量によって、64歳以下の方々に接種の年齢層を広げてまいります。議員御指摘の部分のしっかりと踏まえながら、混乱のないよう対応を行ってまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりとやっていただきたいのと、もう一つ、これから、今度は、今おっしゃられた64歳未満、65歳以上は今回2回目の募集で約、海田町50パーセント、県内でも結構高い接種率になってくるんじゃないかと私は思っております。これから、それが今度は次もまた同じようなことがあって、その辺あたりぐらいから、今度は福祉職員やいろんなところへ全体的に回っていくと思うんですが、実際に今度は福祉施設の職員とか学校職員、それから保育所職員、その辺については結果的にそれらが感染するこ

とによって児童、子どもたちに広げたり、施設内で広がったりする可能性がある。その辺については、言い方が悪いんですが、優先的にやるような考え方をもちなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）今後、高齢者の接種が終わりましたら、まず、通所の介護や介護等のサービスを行っている施設の従業員さんのほうをまず優先してまいります。その次の段階で、学校職員、それから保育所、幼稚園等の職員の接種について、現在検討を行っておるところですので、また分かり次第、皆様方にお知らせして、議員の皆様方にもお示ししたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）その辺をしっかりと、だから、今回失敗した轍を踏まないように、しっかりとやっていただきたい。以上で質問を終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。

執行部入替えのため暫時休憩をいたします。再開は11時35分。

~~~~~○~~~~~

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第28号議案、工事請負契約の締結について。町営第2蟹原住宅内部等改修工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第28号議案、工事請負契約の締結について。海田町蟹原二丁目地内において施工する町営第2蟹原住宅内部等改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第28号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は町営第2蟹原住宅内部等改修工事、工事場所は海田町蟹原二丁目地内、請負金額は1億725万円、受注者は正田建設株式会社、工期は議決の日の翌日から令和4年3月31日まででございます。続きまして、入札状況について御説明いたします。資料4の工事

入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱に基づき、13者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した正田建設株式会社を落札者と決定いたしました。なお、辞退業者の主な理由は、技術者の確保が困難である、手持ち工事が多く工事を受注することが困難であることによるものでございます。それでは続きまして、工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前） それでは、第28号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。資料5にしたがいまして、工事内容について御説明いたします。町営第2蟹原住宅内部等改修工事につきまして、1号棟及び2号棟の両棟ともユニットバス新設、洗面化粧台既設撤去新設や給湯器新設を行うとともに、トイレ手すり新設や1階住戸玄関バリアフリー改修等を行うものでございます。スケジュールでございますが、令和3年5月13日に入札を行っておりまして、議会で御承認をいただいた後に本契約を締結いたしまして、7月に住民説明会を経た上で工事に着手し、令和4年3月に完成の予定でございます。なお、工事の具体的な手順等につきましては、今後、速やかに業者と詳細を詰めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本） ちょっとこの入札結果のことで一つお願いしますが、予定価格の何パーセントで落札されたか、お願いいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）89.4パーセントでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございますか。佐中議員。

○15番（佐中）工事の内容についてお尋ねをいたしますけれども、蟹原の第2住宅、私の勘違いかどうか分かりませんが、第1種と第2種があったはずですね。どちらかがユニットバスは個人で付けるという認識を私は持っているんですが、ここでは全ての第1、第2、地図を見れば二つも書いてあるけれども、この辺の分け方、工事の仕方、これはどういうふうになってくるのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前） ただいまのユニットバスの御質問でございます。1号棟、2号棟と

も、現在個人が設置するものを、この度居住環境の改善ということも含めまして、ユニットバスを両棟とも設置するものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それは条例か何か、条例ではないけども、規則であるとか規約であるとか、あるいは仕様要綱の中に、当時、建設する、あるいは二、三十年経つても個人でユニットバスを入れるというのがありましたけど、いつから変更になってこういうふうな形になってきたのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）従来は各個人で設置ということでしたが、今回、この度から町のほうでユニットバスを設置するものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）この度からということになると、その理由は何ですか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回、大規模改修を行うに当たりまして、昨年度は外部改修等を行いました。今年度につきましては内部改修を行うんですが、その際に、こちらで先ほど御説明した居住環境の改善と、あと高齢者の方々にも利用しやすいということで、バリアフリー対応とするということで、全体的な居住者の方にとって利用しやすいような形で今回やらせていただくものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっとこれ関連とは違いますが、今言われたのにちょっとあれして、今回、ここをこういうふうにされたなら、ほかの町営住宅も今後このようにしたがつて、そのようにされるかちょっとお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）現在、海田町で長寿命化計画を作っております。それに基づきまして、今後、残りの町営住宅についても同じような形で改修を行ってまいります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。これは消費税込みでですが、約1億ということですが、これによって、従来は今言われる浴室、そういうところは個人が設置しておったと、浴槽、ユニット、タブというのか、そういうところですが、今度設置する、これで約、1棟、大まかに300万以上かかるわけです。外装入れたら、五、六百万かかるとるわけよ

ね、1棟に対して。これ、家賃はどのように反映されてくるのか、要するに過去も何回か言うとりますが、町営住宅は時代錯誤に近いんじゃないかというような考えもあるわけですね。そういういわゆる住宅困窮というても、それほど、この部屋数からいうても、時代が変わつとると思うんよ。ですから、これだけ投資して、その後はどういうふうに回収していくのか、ちょっとその辺を聞きたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）町営住宅の役割につきましては、低所得者の方々の住宅の最終的なセーフティネットという考え方に基づくものでございます。それで家賃につきましては、現在まだ試算段階ではございますが、1,000円前後、今回の内部改修に伴いまして、若干の値上がりする可能性があるというふうに見込んでいるものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）分かったような分からんような説明だがね、今言うた300万円、単純に計算して300万円よね。こましい計算は違ふとるわけですが、約32棟で1億かけとるわけですから。それで今言う、若干の値上がり1,000円、確かに若干だよ、そりゃ。住宅困窮者が対象であるとは言いながらね、ちょっとその辺はどこまでが実際のその、さっきも言った、町営住宅そのものは私、何回も過去言うてきとるが、もう時代錯誤に近い時代に入つとる、ね。その証拠に、これ、間取りも、何ぼ、4LDKか3LDKか、何ぼや、3DKになつとるじゃろ。極端にいう、雨露しのぎの間取りじゃないわけよね。それを1,000円ぐらいの値上げというのはちょっとどうなのかなというのがね。それ以上に、個人住宅であっても、これよりもちっちゃな家に住んどる人いっぱいおると思う。そういうところをどういうふうに認識しとるのか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）確かに海田町内にもいろいろ個人といいますか、民間のそういった借上げ住宅等はございます。ただ、やはり公共として、先ほど申し上げました最終的な住宅セーフティネットという考え方に基づきまして、今回、これまでもでございますが、この度海田町の長寿命化計画に基づきまして、大規模改修をした上で、そして今後とも計画的に維持管理する、そういうふうな考え方に基づいてやっていこうとするものでございます。その辺、御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）1,000円というのがどうなのかということなので、その答弁ができとらん。建設部次長。

○建設部次長（門前） その家賃の部分につきましては、確かにそういったある一定の数式に基づいて算出もするものでございます。そういったトータルの部分と家賃の上昇分というのは確かにそういった開きがあるように感じられるかもしれませんが、それは一定のルールに基づきまして、この度算定するものでございます。実際に算定する中で、その辺につきましては、必要限度の中でその辺のバランスと申しますか、受益者と投資とその辺のバランスというのは取ってまいりたい、そういうふうを考えています。

○議長（桑原） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。第28号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、第29号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第29号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） それでは、第29号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書19ページを御覧ください。資料につきましては、資料6の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料7の海田町税条例等新旧対照表をお願いします。改正の内容については、資料6の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、令和3年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、4月臨時会で専決処分の承認をいただいたもの以外の部分について一部改正をするものです。それでは、1の個人町民税関係の改正ですが、（1）の控除対象扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う改正につきましては、30歳以上70歳未満の一

部の国外居住親族について、控除対象扶養親族の対象から外す内容の法改正がされたことから、扶養親族の数を用いて算出する個人町民税の所得割及び均等割の非課税限度額並びに均等割の軽減等の規定について、同様の取扱いとするよう改正を行うもので、施行期日は令和6年1月1日でございます。次に、(2)の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、現在、令和4年度までとなっております特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の個人町民税への適用年度を令和9年度まで5年間延長するもので、施行期日は令和4年1月1日でございます。次に、2の軽自動車関係の改正につきましては、2ページ目に図でお示ししておりますが、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の経過について、令和元年度の税制改正により、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの取得分について、適用対象が自家用乗用の電気自動車、天然ガス車のみ限定されることとなっておりますが、適用対象の見直し等を行った上で、見直されたものについて適用期限を2年間延長する法改正が行われたことに伴い、規定の追加等所要の改正を行うもので、施行期日は公布の日からとしております。2ページをお願いいたします。最後に3のその他でございますが、引用条項等の整理を行っております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。いろいろ制度が変わって、法の下で条例をこうして、変更をするわけですがけれども、現在、軽自動車という部類で税金を集めておりますけれども、この中で今言う電気自動車、天然ガス、バイクであれば125以下とか50以下とか、あるいは小型特殊車、あるいは二輪の250、これらが天然ガスであるとか、あるいは電気という燃料ですよ。原動力になるもとにこれ該当するものが出てくるんかどうか。50ならテレビでもやっていますから認識できるんですが、125であるとか250であるとか、あるいは二輪の自動車いうたら250ですよ。それ以上の三輪とか四輪とかあるわけですが、その可能性、あるいはここで言う、令和3年4月から令和5年の間にこのように軽減をしますよというような、大体、大まかに見てどれだけ見とるんかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）この基準に適合する車両がどれぐらいあるかというような御質問かと思われませんが、海田町におきまして、今回、基準が増えた、増えたといえますか、追加されたような部分につきましては、営業用の自動車の登録自体が少ないものですので、海

田町においてはこの経過の部分に該当するような車両は影響はあまりないものと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それでは営業以外の例えば個人で電気、どういうん、電源ですよ、これを利用するバイク、あるいはよく言って125以下のバイク、どれだけ今それが該当するのか、現在あるのかないのか、まずそこからと、どれだけ該当しておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）現在、海田町におきまして、電気自動車、天然ガス自動車の登録はございません。今回の税制改正に伴う部分については、四輪の部分にかかりますので、その部分については登録はございません。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第4、第30号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第30号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カー

ドの発行に係る手数料について、地方公共団体情報システム機構が定める額を当該機構が徴収することとされたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料を定める規定を削除するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第30号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の22ページをお開きください。併せて、資料8、海田町手数料条例の一部を改正する条例の概要及び資料9、海田町手数料条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料8、条例の概要で御説明いたします。まず、1の趣旨でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る手数料について、地方公共団体情報システム機構が定める額を機構が徴収することとされました。これにより条例中の個人番号カードの再交付に係る規定が不要となったことから、条例の一部を改正するものでございます。2の条例の改正内容につきましては、別表第1の25の3の項、個人番号カードの再交付手数料に係る規定、を削るものでございます。3の施行期日は、令和3年9月1日でございます。4の根拠規定は、地方自治法第228条第1項でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。何点かちょっと確認させていただきたいんですが、機構が徴収するということになったんで必要なくなったということなんですが、手続きそのものを直接ここでやるのか、それとも町の窓口で手続きを行うのがまず1点。徴収というのは事前に支払うのか、向こうから請求が来て払うのか。それから、手数料の額が直接徴収することによって、今800円で規定されていると思うんですが、800円の金額が変わるのか、3点、御説明願います。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）まず手続きにつきましては、役場の住民課のほうで、今回の法律改正の中で地方公共団体システム機構が手数料の徴収事務を住所地の市町村長に委託することになりますので、住民課のほうで徴収することになります。2点目の徴収につきましては、町のほうで、再交付するときに直接住民からそのお金を預かる、預かって、歳計外でプールしたものを年度末に一括して町から地方公共団体情報調査機構に支

払うものでございます。3点目につきましては、額が現在800円ということなのですが、これは地方公共団体情報システム機構が金額を決めるということで、それを決めるに当たりまして、総務大臣の認可を受けますので、その金額につきましてはまだ未定でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）一つ、大体分かったんですが、1点、再交付の手続きの窓口は最初はどこですかとお聞きした、役場でいいんですかというお聞きした点について答弁がなかったんですが、それ、役場でいいんじゃないかと思えますけれども、それと、これ今答弁に対する再度確認なんですが、前金で、要するに申請と同時に金額が、今から、確定してないけれども、それを役場が、機構に直接払うのではなくて、役場が代わって徴収をするというふうに理解していいのか、それとも交付されたときにお金を支払うのか。それを明確に説明してください。

○議長（桑原）3回までの質疑ですから、分かりやすいように説明してあげてください。住民課長。

○住民課長（近森）再交付につきましては、窓口はこの住民課になります。それと、再交付手数料につきましては、再交付で役場の窓口で本人さんに渡すときにその代わりに金額を納めていただくというものでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第31号議案、海田町精神障害者医療費支給条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第31号議案、海田町精神障害者医療費支給条例の制定について。精神障

い者が地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神障がい者の精神疾病及び身体合併症の重度化予防、保健の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として医療費を支給するため、必要な事項を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本） それでは、第31号議案、海田町精神障害者医療費支給条例の制定について御説明いたします。議案書23ページをお開きください。併せて、資料10、海田町精神障害者医療費支給条例の概要をお願いいたします。内容につきましては、資料10、条例の概要で御説明いたします。資料10をお願いいたします。1の制定の趣旨でございますが、精神障がい者に対し医療費を支給することで、精神障がい者が地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾患及び身体合併症の重症化予防、保健の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として条例を制定するものでございます。2の医療費支給事業の概要でございますが、支給対象者につきましては町内居住者のうち、次の①と②の両方に該当するものでございます。ただし、ただし書アからキのいずれかに該当する場合については支給の対象外となるものでございます。（2）支給額につきましては、保険給付が行われることとなる医療費のうち、自己負担相当額を支給するものでございますが、入院は対象外とするものでございます。（3）施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。2ページをお願いします。3の事業費につきましては、歳入163万円、歳出501万1,000円を見込み、本定例会補正予算に計上させていただいております。4の事業実施のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。5の条例の内容についてでございますが、第1条では条例の制定目的を、第2条では、用語の定義としまして社会保険各法についての定義を、第3条では医療費の支給を受けることができる対象者を、第4条では、支給対象となる費用や支給額の算定方法など医療費の支給に関すること及び所得の制限に関することを、第5条では、支給した医療費を返還させることができることを、第6条では、医療費の支給を受ける権利は他に譲渡し又は担保に供してはならないことを、第7条では、この条例の施行について必要な事項について規則で定めることをそれぞれ規定するものでございます。また、附則第1項では、施行期日及び適用期日を規定し、附則第2項では、海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部改正を行い、その対象者から、この度制定する海田町精神障害者医療費支給条例の規定により医療費の支給を受

けるものを除くことを規定するものでございます。以上で、第31号議案についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）何点かあるんで、お聞きします。これ、5の条例の（9）で挙げてる案件になってくると思うんですが、海田町精神障害者通院医療費支給条例というのがございますよね。先ほど除くと言われた部分の中。この条例と今回定める条例はこのように完全にかぶってしまうのか、一部外れる者があるのか、それについてどうなのか。もし完全にかぶるのであれば同じ条例をなぜ2本作るのか。同じ条例を作った場合に一部対象にならない、通院ですから入院の部分については当然これ対象になるとは思いますけども、そうすると、18歳未満の方については受給者証が2枚出る可能性がありますよね。それについて、もし医療機関が間違っただけでそれを請求した場合にどのように処理されるのか。それは医療機関のミスよりも本人のミスになるんですが、その辺はしっかり事前に検討されたんかどうかを、まずお聞きします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）精神障害者通院医療費支給条例につきましては、精神科通院に係る医療費を対象としておりまして、県が支給認定を行う自立支援医療制度により自己負担が1割負担となることを町独自減免によって無料とするというものでございます。支給対象者は自立支援医療費の受給者証をお持ちの方でいらっしゃるしまして、精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず、自立支援医療申請のときに添付する医師の診断によって決定されることになっております。一方で、この度制定する条例におきましては、通院にかかる医療費というのは同じでございますけれども、精神科以外の診療科の医療費も支給対象とするということと、支給対象者を手帳の1級所持者に限るというところが異なる点でございます。

○議長（桑原）受給者証がダブった場合というのは。

○社会福祉課長（杉本）受給者証を二重に支給するということにつきましては、この度制定する条例による申請を受ける際に精神障害者通院医療費の支給条例による受給者証を御返却いただけるように手続きをしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）何点か聞いたんですが、僕、難しい質問しとるとは思いませんよ。細かい

ことを言ってくれというんじゃないで、こっちが通院医療費支給条例、これが今回定める条例、これに受給者、対象者がこうなるんですか、こうなるんですか、こうなるんですかをお聞きしたんです。全然違うなら違います言えば、それで終わってしまうんです。もしこれかぶるんならば、当然に受給者証は2部出る可能性がある。これ、違うんならいいですよ。ほいで、これが乗かってしまうのであれば、なぜ2本条例を作る必要があるんかと、この三つに分けてお聞きしたんです。これが完全に外にあるなら、もうこれ以上の質問はないです。これがかぶったり、乗かったりする場合はしたら、それなりの答弁をしていただかないと、僕は難しい質問をしたと思ってないんですが、かぶるかかぶらんか。かぶるんならどうするんですかとお聞きしたんですよ。もう一度、すいません、お願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）対象者はかぶるところもございますが、受給者証についてはどちらか、二重に支給するということはございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それは一部理解できました。だから、一部かぶるところがあるとなれば、当然、片方は通院だけですよね。今回出すのは入院も対象になりますよ。入院は対象にたらないですか。医療費支給条例というのは、対象者、支給内容、僕の見落としですか、すみません。あくまでもこれは通院医療費だけが対象なんですか。あ、じゃ、了解です。質問は取り下げます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。富永議員。

○5番（富永）5番、富永です。1点だけお尋ねいたします。概要の1のところ、①の精神障害者保健福祉手帳1級の所持者とあるんですけれども、他市町ではこれ2級までのところもあるんですけれども、海田町として1級までとした理由をお聞かせください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）2級の方につきましては、県の補助の対象となりませんで、全額町の負担ということになってまいりますことから、まずは1級の方を対象としまして、医療費の動向を踏まえながら障がい者施策全体の中で拡大について、今後また調査研究等はしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）2級の方もやっぱり行きづらさを感じてらっしゃると思いますので、今後

そういった検討もされるということで、もう一度確認で、今後そういった傾向が見られ  
ましたら、2級の方にも拡充する検討をしていくということによろしいでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）障がい者施策全体の中でしっかりとその状況を確認しながら、拡  
大については調査研究をしてまいります。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。受給者証送付が7月になっておりまして、これ6月1日  
に停止で、令和3年4月1日適用なのでこの受給者証が送付されるまでの間は医療機関  
側からの目線からすると、窓口でお支払いし続ける可能性がある。その場合に受給者証  
が来たら無料になってくるということになってくると、そのお金というのはどのような  
流れになっていくのか。返戻になるのか返金するのか、どのような形になるんでしょ  
うか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）対象者の方からの御請求をいただきまして、4月以降分につい  
ては償還払いにより対応してまいります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。第31号議案につ  
いて原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第32号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町  
ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし  
ます。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第32号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家  
庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。広島県の福祉医療費公費負

担事業費補助金交付要綱が改正されたことを踏まえ、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本） それでは、第32号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書28ページをお開きください。併せて、資料11条例の概要及び資料12の新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料11条例の概要で御説明いたします。資料11をお願いいたします。1の改正の趣旨でございますが、広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱が改正されたことを踏まえ、本町の条例の内容を見直し、所要の改正を行うものでございます。2の改正内容でございますが、まず、（1）海田町重度心身障害者医療費支給条例につきましては、次の項目について改正するものでございます。アは、就学のため本町から転出したものであって国民健康保険法の規定により本町に住所を有するとみなされる者について、支給対象者とする規定を加えるものでございます。イは、中国残留邦人又はその配偶者に対する支援給付を受けている者を対象外とする規定を加えるものでございます。ウは、就学のため本町に転入したものであって、国民健康保険法の規定により本町外に住所を有する者とみなされるものについて、支給対象外とする規定を加えるものでございます。エは、支給対象者本人及び扶養義務者等の所得の制限に関する規定について整理するものでございます。その他、字句の整理をするものでございます。次に、（2）海田町ひとり親家庭等医療費支給条例につきましては、先ほど、重度心身障害者医療費支給条例の改正内容、ア、ウ、オで説明した内容と同様でございます。3の施行期日につきましては公布の日から施行するものでございます。以上で、第32号議案についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○7番（兼山）1点。7番、兼山です。資料の12を一通り読んでみたんですが、重度心身障害者医療費支給条例の対象者は高齢者のことを書いてあります。で、資料11の改正内容を見ると、就学のため転入した者というような説明になっているので、これは入院とか入所とかではないでしょうか。それを見て、ひとり親家庭の医療費支給条例のほうを見ると、これは子どものことが書いてあるのでそのとおりですが、この資料11の就学のためというのが正しいのか、入所のほうが正しいんじゃないかという、どちらを考え

たほうが良いのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）議員が御指摘の入所、入院に関しましては、従前から規定があるものでございまして、この度改正するところが、就学のためということになっております。

○議長（桑原）よろしいですか。宗像議員。

○10番（宗像）1点だけ。施行期日、公布の日とされていますよね。現実には、例えば、通常ならこれ、月の初めからやるケースがほとんどなのに、極端に言やあ、明日すれば6月の、極端な言い方をしますよね、6月の4日ぐらいからなると思うんですが、こういう、何で中途半端な公布を定めるんですか。通常でしたら、医療費の関係で月単位で医療費が出るはずなんで、月初めからやるのが普通じゃないかと思うんですが、ちょっとそれについて御説明を願います。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）この度の改正で対象者に関する事項等もございしますが、実際、対象者がおられないというところがございますので、公布の日からということでさせていただきます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。第32号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第33号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第33号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第3号、この度の補正予算につきましては、児童クラブ整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。

内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、第33号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第3号について御説明いたします。初めに、資料13の令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。

資料13の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費、戸籍住民基本台帳費の証明書等交付サービス事業につきましては、戸籍の附票への記載項目追加に係るコンビニ交付対応等業務として増額するものでございます。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の社会福祉総務一般事務事業については、新型コロナウイルス対応に係る民生委員・児童委員に対する支援報償費について、当初予算では予算編成時点の県制度に基づき6月分までを計上しておりましたが、支援が令和3年度末まで期間延長されることを踏まえてこの度増額補正するもので、財源として全額県支出金を活用いたします。次に、精神障害者医療費給付事業とその次の精神障害者医療費給付事務事業については、この度の第31号議案で御説明した海田町精神障害者医療費支給条例に対応するため必要経費を追加するもので、財源として県支出金を活用いたします。次に、7ページ、8ページをお願いいたします。児童福祉費の保育所整備事業については、小さくから保育所移転に係る保育所施設整備と学校法人住田学園による認定こども園施設整備について、令和3年度分の施設整備補助金を令和3年度当初予算に計上しているところですが、この度、国の交付基準額が増額されたことに伴い補助金を増額するもので、財源として国庫支出金を活用いたします。次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業と次の給付事務事業については、事業概要資料として資料14を併せて提出しておりますが、4月補正予算の専決処分ではひとり親世帯に対応したものでしたが、この度はひとり親世帯以外の世帯分に児童1人当たり5万円を支給するため、それぞれ増額するもので、財源は全額国庫支出金を活用いたします。次の児童クラブ整備事業については、社会福祉法人住田学園福祉会による児童クラブ施設整備について、この度国の内示が下りたことを踏まえて、施設整備補助金を追加するもので、財源として国、県支出金を活用いたします。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。土木費、道路橋りょう費の町道改良事業については、資料15として工事等箇所図を提出しておりますが、上市地内と窪町地内の町道改良を行うため、必要経費を追加するものでございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。消防費の水防事業については、大立町自治会の自主防災会に対するコミュニティ助成事業がこの度補助採択されたことを踏まえて追加するもので、財源として全額自治総合センターのコミュニティ助成金を活用いたします。

次に、13、14ページをお願いいたします。教育費、教育総務費の幼保小連携教育推進事業については、この度広島県から、育ちと学びをつなぐ幼保小連携接続の充実事業の指定を受けたことを踏まえて必要経費を増額するもので、財源として県支出金を活用いたします。次に、15ページ、16ページの小学校費の小学校教育振興事業と、次の17、18ページの中学校費の中学校教育振興事業については、人事異動に伴う教職員の増加に伴い、教師用のコンピューターを追加整備するため、必要経費をそれぞれ増額するもので、その財源として全額国庫支出金を活用いたします。次の中学校ICT活用事業については、GIGAスクール構想実現のため、今年度から当初予算において、小中学校6校に対してICT推進員を2名措置しているところですが、各校でのタブレット端末の不具合等に即応できるよう、ICT推進用の携帯電話を措置するために予算を増額するもので、その財源として全額国庫支出金を活用いたします。また、当初予算で計上しているICT推進員の人件費部分に対しても、国の補助金が活用できることとなったことから、その補助金を歳入で増額し、本事業の特定財源として財源振替いたします。次に、19、20ページをお願いいたします。社会教育費のふるさと館職員給与費事業については、4月人事異動に伴い、同事業の人件費予算に不足が見込まれることから増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いいたします。なお、歳出補正で説明した特定財源の増額については個別の説明を省略させていただきます。2ページの下から三つ目の普通財産売払収入については、この度、旧中店放置自転車等保管場の町有地が一般競争入札により売払いが決定したことに伴い、その売払収入を追加するものでございます。次の財政調整基金繰入金については、この度の補正の財源調整のため増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第33号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,588万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を120億7,762万7,000円とするものでございます。以上で、令和3年度海田町一般会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。1点だけ。先ほど質問した医療費支給条例、これ3、1、8に組んでおられますよね。ところが、かつてのほうは3、1、6の精神医療に組んでありますよね。同じ目的で同じような歳出を行うのに別々のところに組まなきゃいけない理由は何でしょうか。本来であれば、精神医療のほうに組むか、逆に向こうのやつを福祉医療に持ち込むか、同じところに同じような予算を持ってくるのが本来の筋ではないんかと思うんですが、それをあえて別々にされた明確な理由をお願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）従前の精神通院医療費の助成事業につきましては、障害者福祉費のほうで組んでおりましたけれども、それは自立支援医療事業ということで整理をしてそちらで組ませていただいております、今回制定いたします条例による医療につきましては、福祉医療という整理をさせてもらいまして、従前ありました重度心身障害者医療ですとか、そういった福祉医療費と同じ費目で計上をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）半分理解できるんです。ところが、中身一緒ですよ。中身。医療費を支給するということが中身一緒ですよ。ということは、同じ目的、同じような条例の中身も似たことになっている、対象者も多少違うけど、かぶってる。それがなぜ別々に費目を分けなきゃいけないか、もうちょっと明確な御説明をお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）予算の関係ですので、財政当局のほうから御説明させていただきます。

この度計上した3、1、8が、8目が、福祉医療費でございますが、こちらの福祉医療費においては、既存で重度障害者医療給付事業、乳幼児等医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、各事業が計上されます。これは、整理が、県補助金、福祉医療費公費負担事業費補助金を受けて行う事業について、この8目に位置付けておまして、この度提案しました精神障害者医療費給付事業についても、この県の福祉医療費公費負担事業の交付要綱が改正されたことに伴い条例制定したものでございますので、この県の補助金のたてりから、この8目で整理させていただいたものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）12ページの消防費なんですけども、コミュニティの補助50万、先ほど説明ありましたけれども、具体的にはどういう事業なのかお答え願いたいと思います。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）こちらのコミュニティ助成事業で地域防災のほうについてコミュニティのほうで交付決定されております。中身のほうはリアカー、テント、そのテント用のおもり、あと、テーブル、椅子といったところで申請したものが交付決定されたものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。第33号議案について原案のとおり決するに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第34号議案。令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第34号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、公共下水道整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、第34号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

初めに資料16の令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。また、資料17といたしまして、工事等箇所図を提出しておりますので、併せて御覧いただければと思います。それでは、資料16の3ページ、4ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業につきましては、新町処理分区中店地区JR横断污水管布設委託を実施するため、委託料1,500万円の増額をお願いするもの

でございます。当該委託は中店地内の公共下水道整備を図るもので、J R 山陽本線の鉄道敷地の地中が施工箇所であるため、西日本旅客鉄道株式会社に工事を委託する予定としておるものでございます。当初予算額は4,000万円ですが、1,500万円の増額を行い、合計で5,500万円とするものです。当初予算につきましては予算の編成期限までにJ R から委託金見積金額の提示が間に合わなかったため、町において過去の工事实績を基に想定した額を予算化させていただいておりましたが、3月にJ R から委託見積り金額の提示がございましたので、これに基づき、増額補正をお願いするものでございます。また、工期は9月に工事協定の締結を予定し、令和4年7月末の完成を目標としておりますので、繰越明許も併せてお願いするものでございます。次に、1ページ、2ページをお願いいたします。財源といたしましては、公共下水道事業債を1,500万円増額いたします。

続きまして、議案について御説明をいたします。第34号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,500万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を12億7,878万3,000円とするものでございます。

次に、繰越明許でございます。3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費につきましては委託の完了時期が令和4年7月末の予定でございますので、5,500万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

最後に、地方債の補正でございます。4ページをお願いいたします。第3表地方債補正につきましては、対象費の増額により起債の限度額を1,500万円増額するものでございます。以上で、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）これはJ R が関わったものであって。海田町が独自に先に見積り出して予算化してからにせんでも、当然、J R に頼まないけんのじゃけん、海田町の業者ができるもんじゃなしに。だったら、J R の見積りが出てからに予算化して、こういうややこしいことせんでもね、補正予算じゃどうのこうのやっても、工期も何もえっと変わりゃへんはずなんよ。何でこういうやり方をやるんか、ね。もっと簡単にスムーズにできるあれがあるでしょう。どうせこれ、海田町の業者ができやへんし、どうせ鉄道関係の業者しかできやへんよ。ちゃっと鉄道関係とJ R と協議を済ました上で計画を立てて予

算化しても、別に9月工期は、えっと違わんはずなんよ。そこをどうしてこういうやり方をするかの、そこのちょっと理由を。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）こちらの工事が、JR山陽本線と呉線に挟まれる地区に公共下水を接続するための重要な事業でございます。住民の皆様がこれを待ちわびていらっしゃるということもございまして、町のほうといたしましては、JRに従前から協議をし、今年度の当初から予算を計上して皆様に御説明をした上で着手をしまいたいと考えておりました。しかしながら、先ほども御説明したように、JRからの最終的な金額の提示が遅くちょっとなりましたので、予算のほうを概算で上げさせていただいておりました。理由といたしましては、先ほども申し上げましたように、住民の方にできるだけ早く、町の姿勢のほうをお示しする形を取りたかったということと、JRからの金額提示が予想外に遅かったことが原因でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）わしはそのことを言いよるんでね。別にJRのあれが済んでからでも、これは何年前から住民の方は、中店の方は望んでおられたんよ。だから、もう知った人はやっとできたか、やっと計画になったか、あんたが言わんでも知っとるんよ。だけど、協議が済んでからでも十分間に合ったことじゃないんですか言うんよ。見積り出てからでも。あんた方はええ格好するために早うやったちゅう、そういうね、理由を聞いちゃうんじゃないんよ。見積りが出てからでもできる仕事だから、こういうやり方せんでもえかったじゃないかということ聞いちゃう。その理由を。あんたがえらくまともに町民が待ち望んだいうて、今日昨日始まったもんじゃないでしょう。だから、わしや、はっきり説明したでしょう。JRしかできん仕事を、JRと協議が済んでからでも遅くなかったじゃないかと、そこを追及しちよるんよ。町民が待ち望んだということは、あんたより先、わし、知っちよるわいな。あんたは最近ここへ来てからに、あんた、もともと建設課じゃった、の。わしはそういう要らんことを聞いとるんじゃないよ。要らんこと言わんと、確信のとこだけ言うてくれ。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）こちらの事業はおっしゃられるように、JRさんにしかできない工事になってまいります。したがって、海田町の予算の編成と合わせて、JRさんのほうでも、工事の実施ですね、年度計画というのがございます。その中で今年度JR

さんのほうでやっていただけるという協議をした、協議の中でございましたので、予算化をさせていただいて、要は、年度当初にJRさんとして、年度当初じゃない、年度の前半に事業をされるのか、年度の後半にこの委託工事をやっていただけるのか、その時点ではなかなか分からない部分がございますので、まずは当初予算で予算計上のほうをさせていただくという判断をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） それは分かっちゃるんよ、の。なぜ、協議ができてからでも何箇月違うんよ、当初予算と。何箇月違うんよ。ほいじゃから、予算が、JRと協議が済んでからでも、別に遅くも何もないじゃない、5月あれするんじゃない。令和3年度中にできるんじゃから、推進工法ですりゃ、早うできるんよ。だから、あんたが言う理由は分かってでの、どうにか、じゃが、そうじゃなしに、何でできんかったかいうことは、わしが答弁しちゃいけないの。JRの回答が遅かったけん、海田町が勝手に住民のため、住民のあれを意向、はようやりますいうてやったら、住民が喜ぶけんやったという。まあ、そういうことよ、の。じゃけ、はっきり素直に答弁すりゃいいじゃない。そうじゃけん、当初予算に上げたのは、何の理由か言うたら、住民のために早くできるようにじゃろう。そういうことは分かっちゃるんじゃけん、そういうことじゃなしに、JRとの話が済んでからでもいかったんじゃないかいうて聞いちゃうんじゃけ、そういう方法もありましたと言やあ、それで済むことよ。どうですか。

○議長（桑原） 建設部参事。

○下水道担当参事（龍岩） 経緯を話しますと、昨年9月に、工事をするというふうにJRさんから書類を頂いたところです。そのJRさんの計画に合わせて、海田町のほうも予算化をする、双方が歩調を合わせる予算化というところが求められておりましたので、予算化をさせていただきました。残念ながら、金額につきましては、先ほど課長が説明したとおりということでございます。そこの辺を御理解いただければと思います。

○議長（桑原） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案について

て原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第9、発議第6号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を議題といたします。提案理由の説明を求めます。石橋議員。

○議長(桑原) 1番、石橋です。発議第6号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書案について。読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書案。被爆から75年間の願いの証ともいえる核兵器禁止条約が2021年1月22日に発効した。核兵器の違法性を明記し、その全廃と世界中の核被爆者の救済を定めた初の画期的な国際法で、批准する国は増え続けている。しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため、条約の実効性が疑問視されている。更に、我が国も参加しない姿勢を変えず、国会の審議も深まらない。このままでは、私たちは被爆慰霊碑に顔向けができず、日本は世界に失望を広げ、やがて信頼を失うのでは、と恐れている。核軍縮の流れを作り、条約を有効に機能させるためには、どうしても核保有国を条約に引き入れなければならない。それにはまず、国民、国会が条約に合意できる環境を早く作って参加する国になること、そして、核保有国を動かす努力をすることが唯一の戦争被爆国としての責務であると確信している。我が国が核軍縮と核兵器廃絶を強める主導的役割を果たすため、国会と日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請するとともに、次の事項の実施を要望する。1、衆参両院で、条約についての真摯な審議を重ねること。2、衆参両院として、政府に対し、条約への参加・署名・批准を要請すること。3、被爆国の首相として、条約の趣旨に賛同し、参加を目指す意思を表明すること。4、政府は、当面、条約締約国会議に参加し、各保有国との橋渡し策を提示すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。提出者が議員全員でございますので、質疑討論は省略いたします。

これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。発議第6号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決めます。

なお、ただいま議決した意見書については関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許可します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和3年第4回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。6月1日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただき、ありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきました。厚く御礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望は、これからの町政の執行に当たり、できる限り尊重してまいる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）この際、議長から申し上げます。本定例会において会議の進行を妨げるような事案がございました。これらは、議場の秩序を乱し議会の品位を落とすことにもつながります。今後は真摯な姿勢で議案審議に臨んでいただきたいと思っております。

また、本定例会において不適切な言辞がありました。後刻、記録を調査の上、処置したいと思います。以上で本日の会議を閉じます。

なお、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これにて令和3年第4回海田町議会定例会を閉会をいたします。大変御苦勞様でした。

午後2時05分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 3 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員